

事業評価シート

担当課・室長：地球温暖化対策課長

事業名	京都議定書のルール策定に向けた検討
上位施策名	地球温暖化対策
1 事業の概要	<p>京都議定書においては、京都メカニズムが導入されることとされており、我が国として、その制度設計に向けた検討を行う。</p> <p>また、各国の優良な政策・措置の経験交流を実施することとされており、政策・措置の協力方法、共通化に向けて、共通化が困難かどうかを明らかにするための手法の開発等を行う。</p> <p>また、途上国側が受入可能な目標設定のあり方について、途上国側が主張している技術移転等の支援措置とあわせて検討を行う必要がある。</p>
2 進捗状況	<p>排出量取引の導入については、各国の検討・取組状況等に関する情報の収集、整理等の調査（出典：「我が国における国内排出量取引制度について」報告書）を踏まえ、平成12年度に複数の具体的オプションの設計を行っているので、平成13年度以降、各オプションのフィージビリティ調査およびレジストリーの設計を行う。</p> <p>各国の地球温暖化対策に関する調査については、平成12年に先進各国の政策動向等に関する調査を行った。</p> <p>途上国の取組の推進に関する検討調査は平成10年度から継続しており、様々な途上国の国情に応じた複数の温暖化対策指標案（生産量当たりの排出量、人口当たりの排出量等）の策定を行った。</p> <p>CDM及びJIについて案件調査を行った。平成11年度から開始しているが、11年度は22件の応募があり、8件の事業を採択して調査を実施した。また、12年度は12件の応募から8件を採択して調査を行った。プロジェクト対象事業の選定にあたっては、検討評価委員会を開いて意見を聞き、国際交渉の進展に伴い適宜実施要領やガイドラインの改訂を行っている。</p> <p>*クリーン開発メカニズム（CDM）： 開発途上国において実施された温室効果ガスの排出削減等につながる事業により生じる削減量の全部又は一部に相当する量を排出枠として獲得し、その事業に投資した国の削減目標の達成に利用することができる制度。</p> <p>*共同実施（JI）： 温室効果ガス排出削減等につながる事業を、削減目標を有する先進国間で実施するもの。その事業が実施されたホスト国で生じる削減量の全部又は一部に相当する量の排出枠を、その事業に投資した国がホスト国から獲得し、その事業に投資した国の削減目標の達成に利用することができる制度。</p>
3 評価	<p>排出量取引導入調査については、平成12年度において複数の具体的オプションの設計を行い、知見を中環審の審議にも提供した。今後は具体的な制度検討を行う必要がある。</p> <p>京都議定書の実施のための諸外国の政策措置の調査などについては、欧米の事例をとりまとめ、その知見を中環審の審議にも供した。今後、共通化が可能かどうか、政策措置を評価するためのガイドライン等について、検討を進める必要がある。</p>

	<p>平成10年度から、様々な途上国について有識者の協力により、複数の温暖化対策指標案の策定を行ってきたが、今後も途上国が受け入れ可能な目標設定のあり方を検討し、温暖化の防止に向けた全締約国の条約上の約束の履行につなげることが重要。</p> <p>良好な具体的プロジェクトの発掘及び調査を行うことができたが、今後とも継続して取り組むことが不可欠。特に、議定書の実行可能なルールの作成や今後の円滑な実施を図るためにも、具体的なプロジェクトを通じた経験を積み重ねることが有効である。</p>
4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書等対応国際対応経費 ・ 温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査費
5 対応副施策等	